

見沼たんぼは、首都近郊に残された約1260ヘクタールの広大な緑地空間です。様々な文化や技術が継承され、田や畑、雑木林、芝川や見沼代用水がかたちづくる田園風景と生きものを育む豊かな自然が今も残されている地域です。さいたま市では、見沼田圃の自然・歴史・文化・農風景を市民のかけがえのない環境資産として後世に伝えるため、見沼グリーンプロジェクトを推進しており、市民活動団体との協働による「見沼たんぼのホームページ」を平成19年10月1日に開設しました。



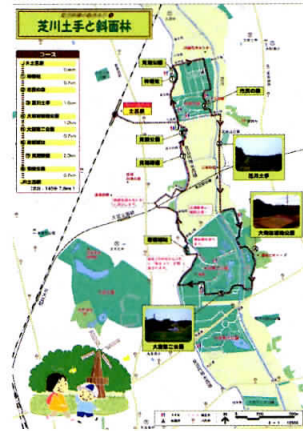
見沼たんぼのホームページ
http://www.minumatanbo-saitama.jp

「見沼たんぼのホームページ」を開設しました。

市民の方に活動参加の機会を提供するとともに、農家の方のコラムや、見沼田圃の散歩みちマップ、行政の取り組みなどについても掲載し、見沼の魅力を知り、感じ、経験できる総合情報サイトとなっています。運用は、掲載される市民活動団体の代表で構成される「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク（通称・見沼たんぼ市民ネット）」により行われます。各種啓発事業も企画実施し、多様な情報を発信していきます。

※市民活動団体のホームページ掲載登録は随時受け付けています。（H19.12.1現在16団体）

◆詳しくは、みどり推進課（TEL:829-1423）へ。



見沼田圃の散歩みちマップ（他3コースもダウンロードできます。）

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象など環境問題に対する関心が高まる中、都市環境の改善に向けた「みどり」の必要性や重要性が見直されています。

そこで、緑地の減少が著しく、新たな緑地空間の確保が困難な地区における建築物や多くの人が利用する大型建築物の屋上や壁面を活用した緑化を推進し、人々がより身近に緑を感じ、周辺緑地と一体となった都市環境の改善が図れるよう、「建築物緑化推進制度」を創設します。

具体的には、現在一定規模以上の民間開発等の行為に対し緑化指導を行っています。

建築物緑化推進制度が創設されます！

より建築物緑化を取り入れ易くなるよう基準の改正を行います。また、多くの市民や事業者が、意欲的に建築物緑化に取り組めるよう設置費用の一部を助成します。更に、建築物緑化が普及するよう、効果や技術、優良事例の紹介など情報提供を充実していきます。

この「建築物緑化推進制度」は、平成20年7月からの施行を予定しています。緑あふれる快適な環境のまちづくりに向け、ご協力をお願いします。

※助成制度のご利用を希望される方は、事前に市担当までご相談ください。

◆詳しくは、みどり推進課（TEL:829-1423）へ。



さいたまスーパーアリーナ（中央区）



片柳コミュニティセンター（見沼区）



歩行者天国・オープンカフェ



ミニ新幹線の様子



カーフリーデー ～車の休日。車を置いて、まちに出よう！～

さいたま市では、自動車に過度に依存しない交通体系の構築を目指すため、カーフリーデーを実施しています。これは、1997年フランスのラ・ロッシュエールで行われた「車のない日」が発端となり始まった社会啓発活動で、都心部において1日マイカーを使わない地区を創り出し、市民一人一人に車のない都市環境を体感してもらうことを目的として、「さいたまカーフリーデー2007」と称して、9月21日は「ノーマイカーデー」の実施、9月22日は、大宮駅西口鐘塚公園を中心として「カーフリーデーPRイベント」を開催しました。イベントでは、シンポジウムを始め、歩行者天国やミニ新幹線の試乗、ブース展示などを行い、多くの市民の皆様の参加により盛況のうちに開催されました。今後とも広く周知啓発を行いながら、市民の皆様をはじめ、より多くの方々にご参画いただくため、継続して実施していく予定です。

◆詳しくは、交通企画課（TEL:829-1056）へ。

まちづくりのツボ④

まちづくりのツボは、都市計画やまちづくり制度などをわかりやすく解説するコーナーです。

暮らしやすいまちへとリフレッシュする「再開発事業」



市街地整備課 再開発係長 宮寺 昭彦

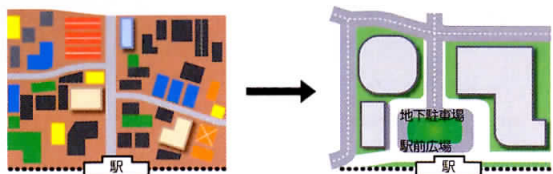
再開発事業とは

皆さんの暮らしているまちでは、古い木造家屋が密集して防炎上危険な地区であったり、道路が狭く緊急車両の通行に障害があったり、憩いの場となる公園や緑がない、と感じたことはありませんか。このような都市の問題を解決して、将来的によりよいまちへと変えていくには、個々の改善では限界があるため、一体的な整備が必要となります。

再開発事業とは、密集した古い木造家屋等により生活環境が悪化した市街地で、細分化した土地を統合して防災性を備えた共同の建築物に建て替え、同時に道路や緑地、オープンスペース等を整備して、活力あふれる安全で快適なまちに再生するものです。

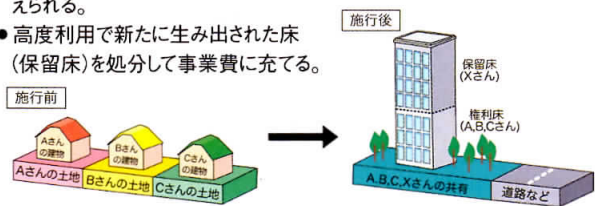
再開発事業のイメージ

- 地域の新しい活力拠点づくり
- 道路、駅前広場等の公共施設や駐車場の整備
- 良質な都市型住宅の供給と住環境の整備
- 市民交流や賑わい創出に寄与する公共施設等の整備
- 個性豊かなまちの顔づくり
- 安全で安心できるまちづくり



再開発事業のしくみ

- 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- 従前権利者の権利は、原則として等価交換で新しいビルの床に置き換えられる。
- 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる。



市の役割や支援

皆さんが「安全」「快適」かつ「便利」に生活ができる健全な環境づくりは地方公共団体の重要な役割のひとつです。

再開発事業は、一般的な建替とは異なり都市計画に基づく公共性の高い事業であり、個性豊かで快適なまちづくりを目指し、皆さんの住環境の改善と道路や広場などの公共施設の整備等を行います。こうした事業の特性を考慮し、再開発事業の実施にあたっては行政からのバックアップ（指導や技術的な援助、予算の範囲内での補助）があります。

将来のまちづくりの課題を解決するためには、将来の都市のあり方について直接責任を持っている地方公共団体と地域住民が協働してまちぐるみの再開発を進め、災害に強く住み続けたいようなまちに蘇らせることが必要となります。

korekara 編集後記

- 歴史を振り返ると、数十年でまちが大きく変化していることがわかりました。皆さんと未来のまちを想像し良いまちにしていきたいと思えます。
- 取材を通じて、まちづくりに携わる皆さんの情熱を感じました。感動を覚えるとともに、まちづくりの一端を担う者として心が引き締められました。
- 刊行にあたり、取材をはじめたくさんの方々にご協力を頂きました。また、読者モニターの皆さんにはアンケートや座談会で貴重な意見を頂きました。この場を借りて心よりお礼申し上げます。

（中野、鳥山、佐々木）

編集：都市局参加型まちづくり推進会議
発行：さいたま市 都市局 都市計画部 都市総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL:829-1394 FAX:829-1979
E-mail:toshi-somu@city.saitama.lg.jp